

令和8年度 区長・自治会長会 会議次第

令和8年4月3日（金） 午後7時00分
松川町役場2階 大会議室

1. 開 会
2. 町長あいさつ
3. 役場組織機構（自己紹介） . . . 資料1
4. 会議事項
 - (1) 自治会担当職員及び文書配布について （まちづくり政策課） . . . 資料2
 - (2) 住みよい地域社会活動交付金について （まちづくり政策課） . . . 資料3
【提出期限/4月17日（金） 別紙「申請書」（様式1、2）】
 - (3) 出前講座について （まちづくり政策課） . . . 資料4
【別紙「申込書」（様式3）】
 - (4) 地縁団体について （まちづくり政策課） . . . 資料5
【別紙「変更届」（様式4）】
 - (5) 自治会活動保険について （まちづくり政策課） . . . 資料6
【提出期限/4月17日（金） 別紙「申込書」（様式5）】 別添パンフレット
 - (6) 松川町自治会集会施設整備事業補助金について . . . 資料7
（まちづくり政策課）
 - (7) 令和8年度予算概要について （総務課） . . . 資料8
 - (8) 防災訓練の日時について （総務課） . . . 資料なし
 - ① 豪雨を想定した訓練 令和8年9月6日（日） 午前
 - ② 大地震を想定した訓練 令和9年1月31日（日） 午前
 - (9) 防犯灯の管理について （総務課） . . . 資料なし
【別紙「申請書」（様式6）】

(10) 町内一斉ごみゼロ運動について

(住民税務課)・・・資料9

【別紙「計画書」(様式7)】

(11) その他

① 令和8年度公共土木工事施工予定箇所について

・・・別紙

(建設水道リニア対策課)

5. 質 疑

6. 閉 会

本日配布しました資料、様式につきましては、

町の公式ホームページへ掲載してございます。

検索：松川町HPトップページ → 組織から探す（トップページ下の方）

→ まちづくり政策課 → まちづくり推進係 → まちづくり → 区会・自治会

担当：まちづくり政策課 まちづくり推進係

電話：36-7014/FAX：36-5091

メールアドレス：seisaku@town.matsukawa.lg.jp

松川町役場機構図

課・局	係	業務内容
議事事務局 36-7020		議会 監査 選挙
総務課 36-7021	総務係	人事 給与 庁舎管理 褒賞 行政相談 例規 情報公開 自衛隊 労務管理
	危機管理防災係	消防・防災・水防 防災無線 交通安全 防犯 臨時運行許可 交通災害共済
	財政係	予算事業総合調整 行財政改革 財政計画 財産管理 入札契約 起債 公会計
まちづくり政策課 36-7014	企画調整係	政策調整 総合計画 行政評価 総合戦略・地方創生 広域行政 都市間交流 広報 土地利用届出 公共交通 統計
	まちづくり推進係	まちづくり 区会・自治会 コミュニティ 移住・定住 地域づくり 情報政策 DX 旧松川東小学校管理
住民税務課 36-7046	住民係	総合窓口 戸籍 住民基本台帳 印鑑登録 外国人登録 埋火葬許可 マイナンバーカード 国民年金 国保窓口業務 消費生活 支所業務
		上片桐支所 諸証明 地区内連絡調整 改善センター管理
		生田支所 諸証明 地区内連絡調整 共同福祉施設管理
	課税係	町県民税 法人町民税 軽自動車税 固定資産税 地籍図簿管理
	徴収係	町税の徴収 国民健康保険税 滞納処分 たばこ税 入湯税
環境係	環境美化 不法投棄処理 墓地 廃棄物処理及びリサイクル 犬の登録 自然エネルギー	
会計係	出納事務 審査 歳計現金資金運用 物品管理 決算 県証紙販売	
保健福祉課 36-7022 36-7034(保健師)	福祉係	住民福祉 民生児童委員協議会 生活保護 戦没者遺族等援護 障がい者福祉 福祉医療費 日本赤十字 人権擁護 児童手当 児童扶養手当 あったか応援券 エアコン補助 地域活動支援センターあすなろ ハナフサハウス 重層的支援体制整備推進事業(多機関協働、アウトリーチ)
	保健予防係	公衆衛生 特定健診 各種健診 特定保健指導 予防接種 診療所 献血 健康づくり 国民健康保険
	こども家庭センター係	子ども・子育て支援 子育て支援センターおひさま 児童虐待予防 子ども会育成会 子育て相談 母子保健 子ども・子育て支援事業計画
	高齢者係	介護保険事業全般 高齢者福祉全般 後期高齢者医療
	包括支援係	重層的支援体制整備推進事業 地域包括支援センターきずな 総括介護予防マネジメント 総合相談・支援 権利擁護事業 包括的・継続的マネジメント オレンジカフェ
産業観光課 36-7027(本庁) 34-7066(みらい) 36-2000(清流苑)	農林係(本庁)	農業委員会 農業振興地域整備計画 林業 林道 治山 有害鳥獣駆除対策 猟友会
	農業振興係(みらい)	農村交流センターみらい運営(営農支援) 農業生産振興 新規就農支援 農業法人 農地賃借 労働力調整 農家民泊 梅松苑
	商工振興係(本庁)	商工業振興 企業誘致 就労支援(職業紹介所) 商店街活性化 中小企業融資 観光振興 旧青年の家エリア整備 観光地域づくり
	産業連携係(本庁)	産業連携
	まつかわの里係(清流苑)	清流苑・まつかわの里・フォレストアドベンチャーの管理運営
	建設水道リニア対策課 36-7026(水道) 36-7028(建設)	建設管理係
土木係	土木工事全般 計画調査 都市計画 河川・治水 災害復旧	
上下水道経理係	上下水道料 上下水道会計 給水受付	
上下水道工務係	水道施設新設改良 施設維持管理 水質検査 水道加入審査 指定給水装置工事 下水道施設新設改良 施設維持管理 下水道加入 下水道排水設備指定工事店 合併処理浄化槽	
耕地リニア係	水路維持 土地改良全般 農地災害 リニア中央幹線関連事業 リニア発生土活用 リニア対策委員会	
教育委員会事務局 36-7023(本庁) 36-2622(えみりあ)	学校教育係(本庁)	学校教育全般 学校施設管理 教職員住宅 教育委員会事務局 奨学金 児童館 放課後子ども教室 就学指導
	保育園係(本庁)	保育園運営
	生涯学習地域共生係(えみりあ)	生涯学習 社会教育 公民館 人権教育 施設貸付管理 男女共同参画 少年少女サークル活動 文化活動 国際交流 文化財保全保護 図書館・資料館管理運営 施設管理 文化財調査 文化財学習指導 重層的支援体制整備推進事業 共生社会づくり 多世代コミュニティ

令和8年度 自治会担当職員一覧

No.	自治会名	担当者	所属課・局・室	備考
1	古町南部	宮崎 奈保美	保健福祉課	
2	古町東部	村松 蓮	建設水道リニア対策課	
3	古町中部	河野 通祥	総務課	
4	古町北部	竹重 瑞恵	保健福祉課	
5	新井南部	原 涼 太	住民税務課	
6	弥久司	内田 惇月	保健福祉課	
7	本町	塩澤 蓮	まちづくり政策課	
8	中央一	小口 泰明	住民税務課	
9	中央二	湊 智 矢	保健福祉課	
10	宮本	吉野 愛那	住民税務課	
11	馬坂	伊藤 千夏	保健福祉課	
12	松川	宮下 祥司	住民税務課	
13	新井北部	北村 伊織	建設水道リニア対策課	
14	滝ノ沢	後沢 充	建設水道リニア対策課	
15	広小路	桐生 佳恵	総務課	
16	宮坂	櫛原 杏実	保健福祉課	
17	県営上新井団地A	水嶋 あゆみ	まちづくり政策課	
18	県営上新井団地B	池野 莉麻	保健福祉課	
19	名子原	唐澤 琴美	建設水道リニア対策課	
20	北名子	土岐 真紀	保健福祉課	
21	北垣外	野村 興平	総務課	
22	名子中部	原 恵	保健福祉課	
23	名子北部	小沢 香織	産業観光課	
24	城北	北村 奈七海	建設水道リニア対策課	
25	下垣外北部	宮澤 風香	教育委員会事務局	
26	下垣外中部	杉本 清司	住民税務課	
27	下垣外西部	望月 貴生	総務課	
28	下垣外南部	田中 裕香	保健福祉課	
29	南方	小原 佳苗	住民税務課	
30	北森林県住	米山 梓	総務課	
31	宗源原	三石 尚為	住民税務課	
32	郷原	佐々木 静香	建設水道リニア対策課	
33	桑園南部	竹村 幹太	建設水道リニア対策課	
34	桑園中部	宮下 恵里	保健福祉課	
35	桑園北部	中平 香織	住民税務課	
36	桑園東部	田中 健	建設水道リニア対策課	

No.	自治会名	担当者	所属課・局・室	備考
37	大島南部	松尾凌	建設水道リニア対策課	
38	羽場	大場真吾	建設水道リニア対策課	
39	大島中部	矢沢亜弓	保健福祉課	
40	大島上部	大澤功治	議会事務局	
41	檜原	金田清文	総務課	
42	原田	塩澤正裕	まちづくり政策課	
43	東浦	矢沢隆	保健福祉課	
44	堤原	原瑞希	教育委員会事務局	
45	西山	知久芳樹	総務課	
46	増野	竹村一希	建設水道リニア対策課	
47	諏訪形	平田唯	住民税務課	
48	大栢	小池秀郎	建設水道リニア対策課	
49	大栢南	塚本潤	建設水道リニア対策課	
50	鶴部	小林優輝	産業観光課	
51	城	伊藤遼太	産業観光課	
52	清泉地一	片桐比呂巳	教育委員会事務局	
53	清泉地上	北原正将	まちづくり政策課	
54	清北	大澤楨哉	総務課	
55	町谷	池田涉	住民税務課	
56	中荒町	林健人	産業観光課	
57	上町	宮下治子	教育委員会事務局	
58	大沢南部	大澤達也	総務課	
59	大沢北部	宮島公香	産業観光課	
60	間沢	塩澤怜	建設水道リニア対策課	
61	寺沢	下澤尚子	保健福祉課	
62	中の村	米沢なつき	保健福祉課	
63	福沢	大澤穂波	保健福祉課	
64	部奈1	大橋良平	まちづくり政策課	
65	部奈2	元木ともみ	まちづくり政策課	
66	部奈3	石垣初音	住民税務課	
67	部奈4	鈴木彰仁	住民税務課	
68	生東	下澤有美	産業観光課	

令和8年度 広報発行スケジュール

4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月						
日	月	火	水	木	金	土
	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			



太丸枠日・・・自治会長宛文書配布日

住みよい地域社会活動交付金 交付基準算定基礎

平成 31 年 4 月 1 日改訂

1. 自治会交付金

(1) 均等割 17,000 円/自治会

・自治会運営全般

(2) 世帯数割 1,300 円/世帯 (121 以上の世帯から 1,100 円/世帯)

①文書配布 400 円/世帯 (121 以上の世帯から 200 円/世帯)

・広報等の配布など

②環境衛生費 200 円

・環境衛生委員

③道路・河川愛護費 500 円

・地域の道路清掃等、凍結道路管理 (融雪材散布等) など

④生活安全対策費等 200 円

・防犯、防災、交通安全など

(3) 新規加入世帯数加算 10,000 円/新規加入世帯 (公営住宅自治会を除く)

・自治会加入のしやすい環境整備推進のため、前年度加入世帯数分を加算

(4) 山間地域加算 1,000 円/世帯

・高齢化率が高く、急峻・広大な山間の条件不利地域である生東自治会 (塩倉、峠、中山、柄山、長峰) へ加算。

2. 区会交付金

(1) 均等割 40,000 円/区

①区運営費 20,000 円

②区長手当分 20,000 円

(2) 世帯割 800 円/世帯

①区運営費 700 円

②区長手当分 100 円

(3) 新規加入世帯数加算 10,000 円/新規加入世帯 (公営住宅自治会を除く)

・自治会加入のしやすい環境整備推進のため。前年度加入世帯数分を加算。

(4) 山間地域加算 福与・部奈区 1,100 円/世帯

生東区 2,200 円/世帯

・高齢化率が高く、急峻・広大な山間の条件不利地域である生田地区へ加算。

- ・この記載例を参考に、申請書をご記載ください。
- ・裏面も併せてご確認ください。

区会・自治会No.

記入不要

(この欄の記入は必要ありません)

住みよい地域社会活動交付金交付申請書

令和8年4月〇日

松川町長様

区会・自治会の印鑑がある場合は、そちらを押印

区会・自治会名 役場自治会

区長・自治会長氏名 松川太郎

住所 松川町元大島3823

電話 36-7014

押印

住みよい地域社会活動交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 世帯数 58 世帯 ←令和8年度自治会役員等に関する調書で報告した世帯数と一致
(上記のうち前年度新規加入世帯数 2 世帯) ←裏面の新規加入世帯数と同じ
- 2 交付申請額 (自治会の場合) 112,400円 ←裏面の合計金額と同じ
(区会の場合) 550,000円
- 3 添付資料 前年度の事業実施報告及び収支決算書を添付してください

4 振込先

振込先	役場 銀行・農協・金庫	松川 支店 支所
預金種類	普通・当座・貯蓄	口座番号 □△〇□
フリガナ	ヤクバジチカイ	必ず区会・自治会名義の口座 (個人名のみ不可)
口座名義人	役場自治会	

注1) 世帯数は、4月1日現在の世帯数を記入してください。

注2) 前年度新規加入世帯数は、申請年度の前年度において新規に区会・自治会へ加入した世帯数を記入してください。

注3) 新規加入世帯数及び交付申請額を確認するため、裏面へも記入をお願いします。

申請書提出先：役場まちづくり政策課まちづくり推進係

5 前年度新規加入世帯数調

令和7年4月2日から令和8年4月1日までの間に、貴区会へ新規に加入した世帯について記入してください。

新規加入の世帯主名	自治会名（区会のみ記入欄）
松川 一男	
総務 三郎	
↑ 上記の期間に新規加入された世帯主 を記入 (自治会のみ) 自治会加入(脱退)届が提出されてい ない場合は提出。	↑ (区会のみ) 新規加入された世帯の自治会名 を記入

6 交付申請額の計算式

(1) 自治会交付金

自治会のみ記入

①均等割		17,000円	①
②世帯数割			
世帯数120世帯未満の自治会	1,300円 ×	58世帯 =	75,400円 ②
世帯数120世帯以上の自治会	1,300円 ×	120世帯 =	円
121からは	1,100円 ×	世帯 =	円
③新規加入世帯加算	10,000円 ×	2世帯 =	20,000円 ③
④山間地域加算 (塩倉、峠、中山、柄山、長峰)			
	1,000円 ×	世帯 =	円 ④
計	①+②+③+④ (自治会の場合)	112,400円	合計

(2) 区会交付金

区会のみ記入

①均等割		40,000円	1
②世帯数割	800円 ×	600世帯 =	480,000円 2
③新規加入世帯加算	10,000円 ×	3世帯 =	30,000円 3
④-1 山間地域加算 (福与、部奈)	1,100円 ×	世帯 =	円 4
④-2 " (生東)	2,200円 ×	世帯 =	円 5
計	1+2+3+4+5 (区会の場合)	550,000円	合計

住みよい地域社会活動交付金交付要綱

平成18年11月17日

要綱第25号

(目的)

第1条 この要綱は、住みよい地域社会の実現に向けて、地域的な共同活動を行う自治会及び区（以下「自治会等」という。）を支援するため、自治会等に対する交付金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 町内の一定の区域に住所を有する者の地縁的な団体で、その区域の住民相互の連絡、環境の整備等良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行っている団体をいう。
- (2) 区会 町内の一定の区域の自治会をもって構成する団体で、その区域の住民相互の連絡、環境の整備等良好な地域社会の維持及び形成に資する共同活動及び自治会間の連絡調整を行っている団体をいう。
- (3) 地域社会活動 自治会等が行う福祉、防犯、防災、道路維持、河川清掃、環境衛生、健康推進、青少年育成、交通安全、文化活動、その他地域社会の維持形成に資する事業をいう。
- (4) 町政協力活動 町の機関が行う各種調査、通知等の配布、周知、協力、連絡調整等をいう。

(交付対象)

第3条 この要綱に定める交付金の交付対象は、次の各号に掲げる業務を行う別表第1及び2に掲げる自治会等とする。

- (1) 地域社会活動
- (2) 町政協力活動

(交付金の額)

第4条 自治会等に交付する交付金は、次の各号に掲げるものとし、別表第3に定める交付基準により算定した額とする。

- (1) 自治会交付金
- (2) 区会交付金

(交付金の基準日)

第5条 交付金を算定する基準日は、毎年度4月1日とする。ただし、年度途中で自治会等を設立した場合には、設立した日を基準日とし、月割計算によって交付金の額を決定する。

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする自治会等は、住みよい地域社会活動交付金交付申請書（様式

第1号)により、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請期間は、毎年度4月1日から同月末日までとする。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容が適合しているものについて交付の決定をし、その旨を住みよい地域社会活動交付金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知する。

(交付の時期)

第8条 交付金は、5月に交付する。ただし、町長が認めたときは、この限りではない。

(収支決算書等の提出)

第9条 交付金の交付を受けた自治会等は、事業年度終了後1月以内に、当該自治会等の事業実施報告及び収支決算書等を提出するものとする。

(交付の取消等)

第10条 町長は、自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の一部又は全部の返還を命ずることができる。

- (1) 前条に規定する収支決算書を提出しなかったとき。
- (2) 交付金交付の条件に違反したとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第3（第4条関係）

（交付基準）

交付金の名称	交 付 基 準		備 考
自治会交付金	均等割	17,000円	
	世帯数割	当該自治会を構成する世帯数に1,300円を乗じて得た額 ただし、世帯数が120を超えた場合、120世帯までは1,300円を乗じて得た額と121以降の部分について1,100円を乗じて得た額を加算し得た額	
	新規加入世帯数加算	一般自治会及び山間地域自治会（別紙第1）については、当該自治会へ前年度において新規加入した世帯数に10,000円を乗じて得た額を加算する ※ただし、公営住宅自治会（県営上新井団地A、県営上新井団地B、北森林県住）は、加算対象外とする	
	山間地域加算	山間地域自治会（別表第1）については、当該自治会を構成する世帯数に1,000円を乗じて得た額を加算する	
区会交付金	均等割	40,000円	
	世帯数割	当該区会を構成する世帯数に800円を乗じて得た額	
	新規加入世帯数加算	当該区会へ前年度において新規加入した世帯数に10,000円を乗じて得た額を加算する	
	山間地域加算	福与区会及び部奈区会については1,100円を、生東区会については2,200円を、当該区会を構成する世帯数に乗じて得た額を加算する	

町民の皆さんのご要望に応じて町職員が地域に出向き、行政情報などを出前する「まちづくり出前講座」を実施しています。講座では、町の仕事や制度などについて分かりやすく説明するとともに、意見交換も行ないます。

- 利用できる人：区会、自治会のほか、町内在住・在勤・在学の方で5人以上のグループや団体
- 開講時間等：希望により調整させていただきます。（所要時間は30分程度を基本とします。）
- お問い合わせ先：担当課又は自治会担当職員 TEL：36-3111（代表） FAX：36-5091

《出前講座メニュー》

○分野別

分野	講座名（講座の内容）	担当課
防災	大規模災害に備えて 地震や台風などに対する「備蓄品の準備」「避難情報」「自主防災組織」「消防団活動」などについて説明します。	総務課 危機管理防災係
自治組織	町長・町職員との懇談会 事前にご要望いただいたテーマに合わせて、町長・町職員が出向いて意見交換をさせていただきます。	まちづくり政策課 まちづくり推進係
	自治会集会施設の整備 自治会所の改築・改修・バリアフリー化等の松川町の補助制度(松川町自治会集会施設整備事業補助金)について説明します。	
マイナンバー	マイナンバー マイナンバーの申請方法や使い道について説明します。	住民税務課 住民係
公共交通	公共交通活用ガイド 令和5年4月より運行開始した新しい交通システム「チョイソコまつかわ」や松川町コミュニティバス、JR飯田線、タクシー、高速バス等、町を取り巻く交通環境を整理しながら、日々の暮らしにおける活用策を説明します。	まちづくり政策課 企画調整係
まちづくり (総合計画)	第6次松川町総合計画 ～しあわせ実感まつかわ～ 令和7年4月にスタートした第6次松川町総合計画では一人一人の幸せ実感（ウェルビーイング）に繋がる取り組みを推進していきます。ウェルビーイングとは何か？それを軸にした町の総合計画が目指すものは？最新の町民意識調査（ウェルビーイング指標アンケート）の結果もご覧いただきながら説明します。	まちづくり政策課 企画調整係
分別 リサイクル	ごみの分別説明 令和6年4月から変更された「プラスチック資源回収」（「プラ製容器包装」と「プラスチック製品」の回収一本化）を中心にごみの分別やリサイクルについて説明します。また、生田一般廃棄物最終処分場の見学も可能です。	住民税務課 環境係
健康学習	生活習慣病予防 高血圧、脳卒中、感染症予防、心の健康等について説明します。	保健福祉課 保健予防係
介護予防	認知症予防と対応、フレイル予防 認知症の脳の仕組み、生活の中でできる予防や、本人・家族への関わり方について10分程度の映像も交えて説明します。	保健福祉課 包括支援係 福祉係
後期高齢者 医療制度	後期高齢者医療制度 後期高齢者医療制度の制度内容、手続きについて説明します。	保健福祉課 高齢者係
地域福祉	人生会議をしてみませんか？ 人生会議（ACP）とは元気なうちから前もって、自らが大切にしたいことや望む医療・ケアを家族、友人等身近な人達と話し合い共有することです。20分程度の映像と、実際にカード等を使ったワークをしながら一緒に考えてみませんか。	保健福祉課 福祉係 保健予防係
地域共生社会	地域共生社会について考えるワーク 「Let's 協力」というカードゲーム を使用して、参加者の皆さんとともにそれぞれの立場から「地域共生社会」の実現に向けて考えていきます。	教育委員会事務局 生涯学習地域共生係

分野	講座名 (講座の内容)	担当課
水道	水道の話 ～水が家庭に届くまで～ 水が作られて各家庭に配られるまでの仕組みや行程などについてお話しします。(中桐浄水場・その他水道施設の見学も可能です)	建設水道リニア対策課 上下水道工務係
	町の下水道 町の下水道整備の状況や、下水道、浄化槽の正しい使い方などについて説明します。(松川浄化センターの見学も可能です)	建設水道リニア対策課 上下水道工務係
農業振興	農業振興全般 ・遊休農地対策(農地の流動化) ・環境保全型農業の推進 ・国、県の補助制度 ・森林管理制度 ・地域計画について について説明します。	産業観光課 農業振興係・農林係
子ども・子育て支援	子育て・親育ち・地域育ち 子育て支援講座 ・町の子育て支援施策 ・子どもたちの心の健康 ・発達障がいへの理解 ・児童虐待について(町の現状を踏まえて)などについて説明します。	保健福祉課 こども家庭センター係
税金(租税教育)	税金のしくみ 町の税金について、どのように使われているかなど、税のしくみについて説明します。	住民税務課 課税係
男女共同参画	男女共同参画の推進 松川町男女共同参画推進条例や町の状況について説明します。	教育委員会事務局 生涯学習地域共生係
スポーツ	ニュースポーツ ニュースポーツについて、体験会や指導を行います。	教育委員会事務局 生涯学習地域共生係
読書推進	読み聞かせ等おたのしみ会(子ども対象) 子どもを対象とした読み聞かせや工作教室を行います。	教育委員会事務局 図書館
歴史・文化財	松川町の歴史や文化財 町全体や各地区の歴史や文化財について、わかりやすく解説します。	教育委員会事務局 資料館

資料4

●その他の団体による出前講座

分野	講座名 (講座の内容)	担当課
福祉全般	松川町社会福祉協議会 ※福祉出前講座申込書の提出が必要となります 町内のボランティア活動や地域での支え合い活動、福祉を考える集会の概要、災害ボランティアセンターの役割、介護が必要になった場合に利用できるさまざまなサービス、社会福祉協議会の概要などについて説明します。	まちづくり政策課 まちづくり推進係
日赤医療	下伊那赤十字病院 ※講師派遣申込書の提出が必要となります 医師による医療講演・救急法などの講習会・認定看護師による講習会(但し、医師の診察・担当者の業務の関係上、平日夜間の開催に限定されます)	まちづくり政策課 まちづくり推進係
防犯・交通事故防止	松川町交番 ※講師派遣申込書の提出が必要となります 防犯、交通事故防止、振り込み詐欺などについて、地域の犯罪発生状況や交通事故発生状況などをおりませ講話します。	総務課 危機管理防災係
消防・救急	高森消防署 ※講師派遣申込書の提出が必要となります 救急講習会(AED使用方法・熱中症・ヒートショック対策等)、住宅用火災警報器(設置基準等)、防火講話(出火原因・注意点等)などについて説明します。	総務課 危機管理防災係

*メニュー表にない講座や内容のご希望など、お気軽にご相談ください。

認可地縁団体制度について

(地方自治法 260 条の 2 の概要)

松川町役場まちづくり政策課

○地縁による団体とは

「地縁による団体」とは、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、一定区域に住む住民の自主性により組織された団体（区、自治会、町内会等）のことを指しています。（地方自治法第 260 条の 2）

下記（表 1）に示す団体は地縁による団体に該当しません。

表 1（地縁による団体に該当しない団体例）

地縁による団体に該当しない団体例	該当しない理由
スポーツや趣味の同好会 伝統芸能保存会	特定の活動のみを目的とした団体であるため
老人会・婦人会	住所以外に「年齢」「性別」が加入要件となるため

○地縁による団体の法的位置付けと認可制度の目的

従前は、地縁による団体は法律上、「任意団体」「権利能力なき社団」と位置付けられており、不動産等の資産を団体名義で登記することができませんでした。

このため、保有資産の登記について「代表者の個人名義」や「住民複数人名義」で登記を行うほかなく、資産管理の面で、下記（表 2）のような問題が生じる恐れがありました。

表 2 地縁による団体の保有資産に係る問題例

- ・登記名義人の死亡後、相続人との間で所有権をめぐるトラブルが生じること。
- ・名義人の債権者が不動産を差押えてしまうこと。
- ・複数名名義で登記したが、死亡により相続人が不明になってしまうこと。

こうした問題に対処するため、平成 3 年に地方自治法改正により、地縁による団体が一定の要件を満たす場合に、市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることのできる制度（認可地縁団体制度）が導入されました。

なお、地縁による団体は、市町村長の認可により法人格を得ることとなり、その他の手続き（法務局への法人登記等）は一切必要とされません。

登記に代わるものが市町村による告示となります。

○認可の要件

認可の要件は、下記（表）のとおりです。

表3 地縁による団体の認可の要件

項目	要件
目的	良好な地域社会の維持、形成のための地域的な共同活動（住民相互の連絡、環境、集会施設の管理など）を目的としていること。 （実際に行っていること）
区域	団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
構成員	区域の全住民に構成員となる資格があり、実際に相当数の者が現に構成員となっていること
規約	地方自治法 260 条の 2 第 3 項に沿った規約を定めていること <ul style="list-style-type: none"> ・目的 ・名称 ・区域 ・主たる事務所の所在地 ・構成員の資格に関する事項 ・代表者に関する事項 ・会議に関する事項 ・資産に関する事項

○松川町における認可を受けた地縁による団体数

区会・自治会数	認可を受けた地縁による団体数
76	45

○認可後の手続き

認可地縁団体は、代表者や事務所の所在地をはじめとする「告示事項」の内容に変更が生じた場合、町に届け出を行わなければなりません。なお、変更事項は町の告示により 対外的に有効となります。

告示事項

- ①名称 ②規約で定める目的 ③区域 ④事務所の所在地 ⑤代表者の氏名及び住所
- ⑥裁判所による職務執行の停止の有無及び職務代行者選任の有無(有の場合はその氏名・住所)
- ⑦代理人の有無（有の場合はその氏名及び住所）
- ⑧規約に解散の事由を定めている場合は、その事由 ⑨認可年月日

令和8年〇月〇日

松川町長 北沢 秀公 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 **〇〇自治会**所在地 **事務所の住所**

代表者の氏名及び住所

氏名 **代表者の氏名** ⑩住所 **代表者の住所**

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記の事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 代表者

変更前 住所 **変更前の代表者の住所**
 氏名 **変更前の代表者の氏名**
令和〇年 〇月 〇日退任

変更後 住所 **変更後の代表者の住所**
 氏名 **変更後の代表者の氏名**
令和〇年 〇月 〇日就任

(添付書類)

総会において議決したことを証する書類 (次ページの議事録例をご参考ください)

自治会活動保険について

この保険は自治会活動に関するリスク（賠償責任・住民の死亡、傷害・住民以外の者への傷害見舞金・行事中止等による費用損害）を包括的に担保する保険です。

I 自治会活動とは

自治会が企画・立案した住民活動や行事全般を対象としています。

よって、その活動や行事の実施等について自治会の役員会や総会で承認されたものであることが必要です。また、次のような活動等も上記の要件に合致していれば対象となります。

①複数の自治会が共同で行う活動・行事

②市町村が行う行事等に自治会として参加した場合や、市町村の依頼を受けて自治会が行う活動・行事

③子ども会・婦人会・老人会等が自治会組織の一部となっており、自治会活動の一環として行う活動・行事

〔具体例〕お祭り・運動会・ハイキング・草刈り・道路整備・清掃作業・共有林作業・除雪など。なお、上記活動・行事のための会議・事前準備や往復途上中の事故も対象となります。

II 保険の種類と内容

別紙パンフレットをご覧ください。

（例 A コース、掛け金・1 世帯 57 円 補償・通院 1 日 500 円）

III 保険期間 令和 8 年 7 月 1 日午後 4 時から 1 年間

IV 補償内容

◇行事運営中の賠償責任

◇傷害費用事故

◇傷害見舞費用事故

以下の補償については、オプション契約となります。

◆雨天中止等による費用損害

（申込みには別途保険料金がかかります。オプション契約を希望される場合は、役場へご相談ください）

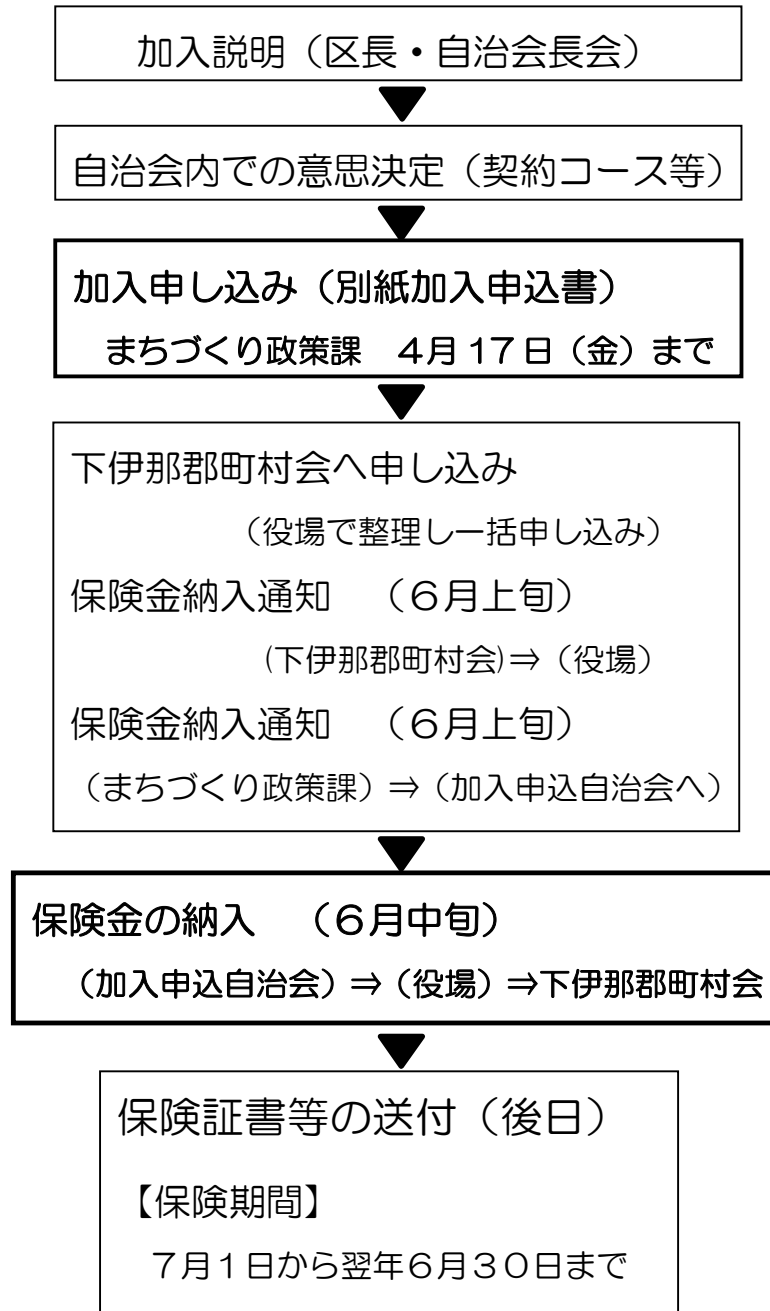
V 加入状況（自治会全体）

加入型	令和 6 年度 加入自治会数						令和 7 年度 加入自治会数						備考
	A	B	C	D	E	計	A	B	C	D	E	計	
区会	0	2	0	0	0	2	0	2	1	0	0	3	8 区会中
自治会	23	27	5	0	2	57	19	35	2	0	3	59	67 自治会中

加入手続きについて

- 1.申込方法 希望される自治会は、4月17日（金）までに、別紙の自治会活動保険明細書に該当事項を記入のうえまちづくり政策課まで提出してください。
- 2.更新方法 前年度加入されていても新規加入と同様の手続きが必要となります。
- 3.保険料について
保険料は後日計算され、申込みを行った自治会に連絡いたします。
期日までに保険料をお持ちください。

4.加入の流れ



別紙加入申込書 (記載例)

自治会活動保険明細書

契約者	シモイナグンチンウソンカイ 下伊那郡町村会	殿
-----	--------------------------	---

No.	
証券番号	

記入の必要はございません。

自治会名、世帯数、加入型をご記入下さい。
※令和8年度自治会役員等に関する調書で報告した世帯数と一致すること。

符号	自治会(町内会)名	担保危険	保 険 金 額	免 責 金 額 (一事故につき)	保 險 料
	〇〇〇〇 殿	賠償責任	1事故につき	千円	
	加入型	死亡	1名につき	千円	
	世帯数	後遺傷害	1名につき		
	40	入院	1名につき		
	町内会 団地・自治会 その他 } <small>(その他に○をした場合内容を具体的に記入)</small>	通院	1名につき		
	オ プ シ ョ ン 契 約	傷害費用	担保の場合右に○印		
	雨天中止等による費用損害	費用損害			
	(備考)				合計保険料

記入の必要はございません。

必要な場合のみ○をしてください。

松川町自治会集会施設整備事業補助金について

1. 補助金について

町では、地域コミュニティ活動の支援として、その拠点となる自治会集会所の整備等について補助金を交付しています。

【新築・改築】（工事实施年度より、2年前に要申請）

（1）集会施設の新築・改築にかかる補助金の交付は、1年度に1つの自治会を原則とする

（2）新築・改築予定のある自治会は、実施する年の前年度にコミュニティ助成事業（県）を申請することとする。

※町は、自治会向けにコミュニティ助成事業の申請支援を行う

※コミュニティ助成事業への申請上限は設けない（全て採択されるとは限らない）

【改修・バリアフリー化等】（工事实施年度の前年度に要申請）

実施年度	メニュー	事業内容の例
令和8年度	増築・改修工事	・雨漏りの改修、照明のLED化
	耐震診断	
	耐震補強工事※1	
	バリアフリー化のための整備（備品購入を含む）	・会議室のフローリング化、机・椅子の購入 ・トイレの洋式化
	水洗化工事	・トイレの水洗化

※1：耐震診断実施済みに限る

2. 補助金の要望書提出時期

要望書提出時期	対象事業
令和8年9月（予定） （改めてご通知いたします。）	①改修・バリアフリー化等のメニュー（令和9年度実施分） ②新築・改築（令和10年度実施分）

3. 補助金にかかる事務手続きの流れ

①新築・改築（令和9年度実施分）

月	R08.4	...	7	8	9	...	R09.4	...	8	9	R10.4
自治会	★——★補助金要望書（作成・提出） ★—————★コミュニティ助成事業申請書（作成・提出） （コミュニティ助成事業が不採択であった場合は町補助金を申請） ★事業着手 ☆—————☆認可地縁団体（申請・規約変更）										
町	★補助金申請者の選択・決定 コミュニティ助成事業採択結果☆ ★交付決定 （認可地縁団体申請・規約改正等の支援（随時） 補助金申請事務の支援（随時））										

②改修・バリアフリー化等のメニュー（令和8年度実施分）

月	R08.4	...	7	8	9	...	R09.4	...
自治会	★補助金要望書（作成・提出）							
	★補助金申請書（作成・提出）				★事業着手			
町	★内示				★交付決定			

[参 考]

▽松川町自治会集会施設整備事業補助金

メニュー	補助率等	備考
新築・改築工事	補助金対象戸数	補助金額
	30戸以下	825万円
	31戸以上40戸まで	990万円
	41戸以上50戸まで	1,155万円
	51戸以上100戸まで	上記金額に50戸を越える戸数1戸当たり10万円を加算する。
	101戸以上	上記金額に100戸を越える戸数1戸当たり5万円を加算する。
増築・改修工事	20%以内（限度額100万円）	
耐震診断	50%以内	
耐震補強工事	50%以内（限度額200万円）	
バリアフリー化のための整備	30%以内（限度額50万円）	床のフローリング化、机・椅子の購入等
水洗化工事	30%以内（限度額50万円）	

※事業費が100万円以上の場合は、コミュニティ助成事業補助金の対象となる可能性がありますので、該当される場合は役場まちづくり政策課へご相談ください。

▽コミュニティ助成事業（コミュニティセンター助成事業）

事業者	一般財団法人 自治総合センター
趣 旨	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業
補 助 率	5分の3以内（限度額2,000万円）

令和8年度当初予算の概要

資料8

一般会計予算は3年連続で過去最大を更新、昨年対比17.3%増の95億4,000万円となりました。

第6次総合計画で目指す将来像「いっしょに育てよう 一人ひとりが輝く 笑顔あふれるまち まつかわ」の実現に向け、一人ひとりの幸せ実感（Well-Being）を高めるため、歳出予算は全方位的に予算を配分しました。その中でも、重要施策を「子育て」「シゴトづくり」「移住定住」と位置付け、重点的に予算配分を行いました。

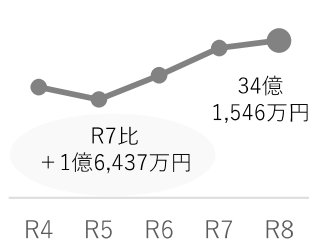
《各会計の予算額》

	令和8年度	令和7年度
一般会計	95億4,000万円	81億3,000万円
国民健康保険事業	12億1,808万円	12億2,832万円
後期高齢者医療	2億4,336万円	2億1,295万円
介護保険事業	15億9,136万円	15億2,664万円
発電事業	1,345万円	1,341万円
水道事業	7億4,758万円	4億6,423万円
下水道事業	11億6,465万円	10億3,559万円
信州まつかわ温泉清流苑事業	6億1,410万円	5億3,318万円
総合計	151億3,258万円	131億4,432万円

《一般会計歳出の内訳》

民生費	23億8,540万円 (25.0%)
総務費	16億9,368万円 (17.8%)
農林水産業費	10億3,653万円 (10.9%)
土木費	9億7,347万円 (10.2%)
教育費	7億1,746万円 (7.5%)
衛生費	5億8,681万円 (6.2%)
公債費	5億4,880万円 (5.8%)
商工費	5億1,935万円 (5.4%)
消防費	3億7,287万円 (3.9%)
その他	7億0,565万円 (7.4%)

《基金残高の推移》



基金残高は昨年度対比+5.1%となり、4年連続で増加する見込みで、計画的な基金管理を行います。ふるさと納税寄附額は4億円の増加を見込み、関連する基金の積立・取崩額も増加します。

《起債残高の推移（一般会計債）》



近年減少傾向にあった起債残高は昨年度対比+5.9%で約2.5億円の増加を見込んでいます。道路整備に関する借り入れで約4億円、消防防災に関する借り入れで約1億円を見込みます。

《主要事業》

町制70周年記念事業（685万円）

令和8年度は町制施行70周年の記念となる年です。町の歴史的価値の再確認、未来を見据えた新たな住民関係の構築と新たな時代へ向けたしあわせ実感と新たな気づきを得ることを目的とした様々な事業を行います。

上大島公民館エアコン設置工事（550万円）

区からの要望に基づき避難所に指定されている上大島公民館へのエアコン設置工事を行います。災害時に避難者が快適に過ごせる環境を確保するとともに、平常時においては利用者の熱中症などのリスク軽減を図ります。

地域防災力の強化（消防費計3億7,287万円）

安心・安全な地域づくりのため、消防団活動服などの更新、消防車両更新、消火栓新設工事、防災用ドローンの新規配備、Jアラート設備更新など様々な事業を行います。

商店街等街路灯LED化改修工事（1,500万円）

省エネ化による環境負担の軽減と維持管理に要する財政負担の軽減を図るため、上新井地区・上片桐地区に設置した街路灯の水銀灯をLED灯へ更新する工事を行います。

都市間交流拠点整備事業（1億4,648万円）

関係人口創出・深化と移住定住促進を図るため、旧国土交通省官舎の一部のリノベーション工事を行います。地域が求める担い手とのミスマッチ解消と、持続可能で住み続けたいまちづくりの起点となる拠点を目指します。

区会/自治会活動の支援（自治振興費計2,145万円）

集落支援員を配置し、地域が抱える課題解決の道筋を模索します。区会・自治会への「住みよい地域社会活動交付金」の交付、要望に基づく自治会所改修に必要な経費に対してその一部を補助します。

福与河原土地改良事業（4億8,058万円）

リニア中央新幹線のトンネル掘削工事で発生した残土を活用し、福与地区の農地かさ上げを行います。令和8年度は、上下水道工事に着手する予定です。また、福与天竜井取水施設建設工事も継続して実施します。

道路整備事業（設計費等を含む工事費計6億4,243万円）

町道大草線、福与部奈線、弥太沢線などの主要となる幹線道路・生活道路の整備を行います。また、地元要望を踏まえた、側溝整備工事42箇所や舗装補修工事32箇所などを行います。

「町内一斉ごみゼロ運動」について

松川町では、環境美化に関する住民意識の高揚と実践のため、多様な住民参加による「町内一斉ごみゼロ運動」を毎年実施しています。本年度も、ふるさと松川町をきれいにする運動にご理解をいただき、貴区、自治会でのお取り組みをお願いします。

記

1. 基準日 令和 8年 5月24日(日) 長野県一斉行動日
松川町ではこの日にとらわれず、各団体の環境美化等の活動に「ごみゼロ運動」の趣旨を組み入れていただき、運動を実施します。
2. 実施内容 (1) ごみ収集活動
(2) 美化活動(花いっぱい活動、植栽管理、雑草処理など)
3. 実施方法 (1) 実施場所
 - ・地域周辺の道路沿線、人の集まる場所(公園、空き地、公共施設など)
 - ・地域で美化を進めたい場所(2) 実施計画書提出とごみ袋の提供
 - ・別紙「ごみゼロ運動実施計画書」をご提出ください。担当窓口へ実施計画書を提出の際にごみ袋をお渡しいたします。
(ごみ袋不要の場合でも、担当窓口、支所、FAX等で提出願います。)(3) 収集したごみの処分
 - ・「ごみの分別方法」により分別していただき、指定日に各ステーションへ排出してください。粗大ごみについては、担当窓口へご連絡ください。
 - ・檜原旧処分場へ「刈草・竹木」など持ち込みされる場合は、事前に担当窓口へご連絡ください。(4) 事故防止
 - ・実施にあたって、事故防止に特段のご配慮をお願いします。
4. その他
 - ・ごみゼロ運動以外でも、年間実施される環境美化運動にごみ袋を提供します。
 - ・ごみゼロ運動を中止する場合は、別途ご連絡させていただきます。

【担当窓口】お問合せ
松川町役場 住民税務課 環境係
担当：三石・原
電話：36-7046 FAX：36-5091

ごみの分別方法

種 類	汚れていない・汚れが取れる物		汚れがきれいに取れない物	
① せともの類 ガラス類	汚れがある無しに関わらず⇒			
② ガラスビン	汚れていない、 汚れているが簡 単に取れる物は 取り除いて⇒	ガラスビン	汚れが取れない⇒	埋立ごみ
③ ペットボトル	⇒	ペットボトル	⇒	燃やすごみ
④ プラスチック資源	※普段はプラスチック資源ですが、 拾っていただいたものは汚いと思いますので⇒			
⑤ 紙製容器包装				
⑥ 雑誌等	⇒	古紙類	⇒	
⑦ 燃やすごみ	紙くず、おむつ、布製品、革製品、ゴム製品⇒			
⑧ 金属や缶類等	スチール缶・アルミ缶・スプレー缶・金物類⇒ (缶の中の泥などを取り除いてください)			金物類
⑨ 粗大ごみ 袋に入らない物 電池、蛍光灯	松川町役場住民税務課環境係へ連絡ください。			

分別したごみの処理

- ①埋立ごみ・②ガラスビン・③ペットボトル・⑥雑誌等、⑧金物類
⇒ 保管し、指定日に自治会ステーションに排出してください。
- ⑦燃やすごみ ⇒ 保管し、指定日に燃やすごみステーションに排出してください。

大量で、ステーションへの排出が困難な場合は、松川町役場住民税務課環境係へご連絡ください。